

## 2 ) 堤防除草

国土交通省が堤防の草刈りを実施するのは堤防の安全確認を行うためです。具体的には出水前後に原則年2回の堤防の草刈りを行い、堤防法面のクラックの有無や陥没、法崩れ等の安全確認が主たる目的です。草刈りを行った事による二次的な効果と致しまして、おそらく、皆さんが日頃感じられている環境の保全、言い換えれば雑草が伸びて見苦しくなっている状況の改善があります。先ほども触れましたが道路として利用されている堤防も多く、そういう所では道路交通の安全確保の効果があります。具体的には視距の確保と言うことです。視距と申しますのは道路計画で使われる言葉で意味としては文字どおり「見通しの利く距離、見通しの良さ」のことで当然視距が長いほど、障害物が無いほど良いわけです。堤防の草が伸びてきますとカーブとか交差点部分等で歩行者や対向車が見えづらかったり、自転車ですれ違うときには草がじゃまになって危険な思いをする事が有ったりしますが、これらが解消されサッパリとして気持ちよく利用することができます。先程、河川利用の中でも触れましたが堤防を道路として利用する場合は河川管理者と道路管理者の間で兼用協定が結ばれ、その中で道路に接する法面を交通安全の確保の観点から最低1mの幅の草刈りは道路管理者で実施する事となっています。

その他、ここ数年の傾向と言いますか、私どもが最近知った話と致しまして、堤防の草によるアレルギーと言うものがあります。どうも春先の草の成長期にアレルギー症状がでるという方が増えてきたようです。このアレルギーも他のアレルギー反応と同じように人によってアレルギーを起こす草の種類が違うようです。そこで、河川管理者としては、先程お話し致しました草刈りの本来の目的である堤防の安全確認との整合や草刈りの効率的な実施による経費の節減の問題もありますが、当面、病院とか養護施設といった所からの要望が有れば可能な限り、早い段階での草刈りを実施するよう心掛けております。

## 3 ) 野焼き

野焼きにつきましては今年4月に改正されました「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」略して「廃掃法」と言いますが野焼きが原則全面禁止されました。勿論、県条例では従来から指導されてきたことですが一層指導が強化されたという事になります。背景には皆さんご承知のとおり、ダイオキシンの抑制とCO<sub>2</sub>の抑制による温暖化の防止があったと聞いております。徳島工事事務所と致しましても毎年5月頃に県、警察等の協力を得て夜間、休日等に不法投棄並びに野焼きの防止を目的にパトロールを強化しております。私が参りましてからも4年になりますが、なかなか目に見えた効果は上がっていませんが啓蒙という観点で息長く実施して行きたいと思っています。皆さんにおかれましてもふるさとの川を良くするという気持ちでゴミの一つからでもご協力をお願い致したいと思います。いくらパトロールを強化した所で啓蒙でしか有りません。最後は一人一人のモラルの問題だと思います。ご協力をお願い申し上げます。次に先程お話し致しました堤防の草刈り後の刈草の処分方法ですが昨年までは周辺の状況に注意しながら法面で焼却して参りましたが煙や灰の飛散等ご迷惑をおかけしたこと多々あったかと思います。